

福知山市 中心市街地エリア図



中心市街地116ha

位置図



※注意事項 福知山市は賃貸・売買の仲介にあたる行為は行いません。

申込み用紙が必要な方は、市担当課までお越しいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。お申込みは市担当課までお願いします。

空き家・空き店舗等 ストックバンク

空き家・空き店舗等の情報を提供して有効に活用
してもらい、商業振興と中心市街地の活性化を!



福知山市 中心市街地
空き家・空き店舗等ストックバンクに関する
お問い合わせ先

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
福知山市農林商工部商工振興課
TEL 0773-24-7075 FAX 0773-23-6537
E-mail syoukou@city.fukuchiyama.kyoto.jp
ホームページ <http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/>

福知山市

1 空き家・空き店舗等ストックバンクについて

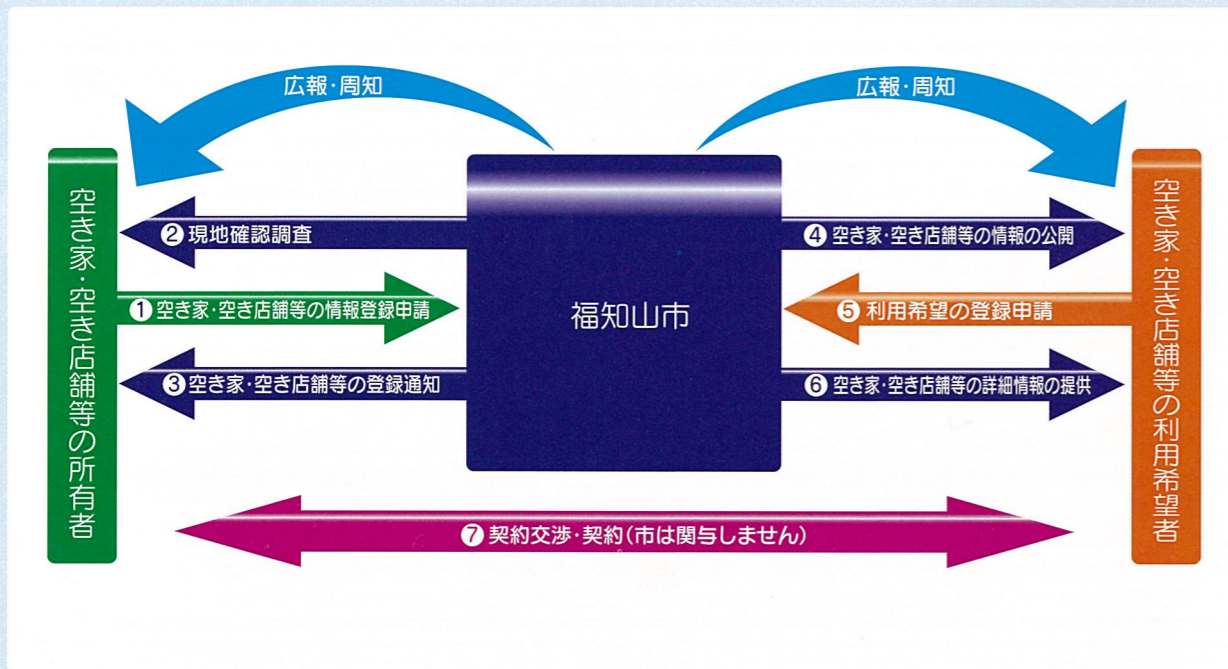
福知山市の中心市街地における空き家・空き店舗等(空き家、空き店舗及び空き地)の有効活用による商業振興と中心市街地の活性化を図るため、福知山市のホームページに「空き家・空き店舗等」の情報を掲載しています。

中心市街地エリア内に空き家・空き店舗等を所有し、賃貸や売買を希望される方の登録情報を、空き家・空き店舗等の利用希望者に提供します。(空き家・空き店舗等の所有者や空き家・空き店舗等の利用希望者は、それぞれ事前に市への登録が必要です。)

※中心市街地とは
福知山市中心市街地活性化基本計画により定められた区域
(エリア図は裏面に掲載)



2 空き家・空き店舗等ストックバンクの流れ



3 空き家・空き店舗等の登録条件



福知山市中心市街地エリア内にある空き家、空き店舗及び空き地で下記の登録条件のすべてに該当する場合とします。

【登録条件】

- ① 抵当権等その他所有権以外の権利の設定がない物件であること。
ただし、登録に関して関係者の承諾が得られているときは、この限りではありません。
- ② 所有者全員から登録に関する承諾が得られていること。
- ③ 空き家・空き店舗等の売買及び賃貸を生業としない方の所有であること。
- ④ 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の構成員等でないこと。

※登録は情報提供者からの登録取消しの申し出が無い限り、引き続き行われます。
なお、登録期間中も登録された空き家・空き店舗等の利用や処分は自由に行えます。

4 利用を希望される方の登録条件

下記のすべてに該当する方とします。

- ① 自ら空き家・空き店舗等を活用して商業を営んだり、定住を計画されている方
- ② 空き家・空き店舗等の転売及び賃貸を目的としない方
- ③ 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の構成員等でない方
- ④ 空き家・空き店舗等の所有者と良好な関係を築ける方



5 空き家・空き店舗等ストックバンクの手続きについて

A 空き家・空き店舗等の所有者

- 賃貸・売却物件の登録申込み**
■ 賃貸・売却物件の所有者で登録を希望される方は、「福知山市空き家・空き店舗等ストックバンク登録申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、市の担当課に提出してください。
- 現地調査
物件確認
物件登録**
■ 登録の申込みを受けた市の担当課が、物件確認のため所有者立会いのもと現地調査を行います。
■ 現地調査後、市の「空き家・空き店舗等所有者登録台帳」に登録します。
- 空き家・
空き店舗等
の情報提供**
■ 登録された空き家・空き店舗等の概略情報を市のホームページに掲載します。
なお、利用希望の登録をされた方には、詳しい情報の提供も行います。
- 当事者間での
物件確認と交渉**
■ 利用希望者から申込みがあった場合、希望のあった空き家・空き店舗等の所有者へ市の担当課が連絡し、双方における交渉の日程調整をします。
ただし、市は交渉や契約に関して一切関与はしません。

B 空き家・空き店舗等の利用希望者

- 空き家・
空き店舗等
の情報提供**
■ 市のホームページ及び市の担当課で登録された空き家・空き店舗等の概略情報の提供を行っています。なお、ホームページがご覧になれない場合や市の担当課にお越しになれない場合は、問い合わせいただければ、資料をお送りします。
- 利用希望の
申込み・登録**
■ この制度を利用されたい方は、「福知山市空き家・空き店舗等ストックバンク利用希望者登録申込書(様式第6号)・誓約書」に必要事項を記入し、申し込んでください。
申込書の内容を確認した後、「空き家・空き店舗等利用者登録台帳」に登録します。
- 市担当課
への連絡**
■ 登録された空き家・空き店舗等の中に利用希望の物件があった場合は、市の担当課へご連絡ください。
■ 市の担当課より空き家・空き店舗等の所有者に意思確認し、現地立会等の日程調整をします。
- 当事者間での
物件確認と交渉**
■ 空き家・空き店舗等の所有者と利用希望者で交渉・契約を行っていただきます。
市は要請があれば助言を行います。あくまでも当事者間での交渉や契約となりますのでご了承ください。

